

V その他事務効率化・簡素化に向けた取組について

(質問項目 7. 関係)

社会保険庁の業務運営効率化・事務合理化について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）附則第2条第3項第2号の規定に基づき、政府は、おおむね2年を目途に、社会保険庁の業務運営の効率化及び事務の合理化（以下「社会保険庁の業務運営効率化・事務合理化」という。）について、その具体的内容、手順及び年次計画を明らかにし、所要の措置を講ずるものとされているところであるが、社会保険庁の業務運営効率化・事務合理化については、以下により推進するものとする。

I. 社会保険庁の業務運営効率化・事務合理化に係る今後の動向と課題

(1) 的確な適用と保険料収納の確保

厳しい経済情勢下において産業構造や雇用形態の変化が進みつつあり、社会保険の適用（対象事業所や被保険者の把握など）や保険料の徴収に関し、処理件数とともに適用漏れや未納・滞納等処理困難なケースが増加してきている。

「的確な適用」と「保険料収納の確保」は保険制度運営の基本であり、効率的で重点的な業務処理体制を整備する必要がある。

(2) 医療保険者機能の強化

政府管掌健康保険の保険者として「保険者機能の強化」が要請されている。被保険者の資格確認事務を合理化しつつ、他方でレセプトの内容点検の充実を図るなど、給付の適正化を効率的に進めていく必要がある。

(3) 年金相談の効率的実施と裁定事務の迅速化

人口の高齢化・年金受給権者の増加に伴い、年金裁定のほか年金からの所得税の源泉徴収や介護保険料の徴収も含め、処理件数が年々増加している。また、これと並行して、年金の相談件数が急増してきている。

今後、年金個人情報を提供していく体制を整備するとともに、効率的な年金裁定や相談処理を進め、サービスの質の向上を図っていく必要がある。

II. 社会保険庁の業務運営効率化・事務合理化の具体的内容、実施手順及び年次計画

これらの課題に業務を重点化し対処していくため、

①現行の各種業務の運営方法を効率性の観点からあらためて見直すとともに、情報処理技術の活用、定型的業務のアウトソーシングや一括共同処理などにより徹底した事務の効率化・合理化を図る、

②事務の効率化・合理化を図ることにより、職員を対人サービスの業務（保険料徴収や年金相談など、被保険者・受給者や事業主に説明を行い、その理解を得ながら進めなければならない業務）にできるだけシフトさせ上記課題に取り組む

こととし、以下に掲げる施策を推進するものとする。

1. 的確な適用と保険料収納の確保

経済・雇用の変動に伴い、適用事務（対象事業所・被保険者の把握・標準報酬の決定等）や保険料徴収事務に関し、処理すべき件数や処理困難な事例が増加してきており、これに対応できる効率的な業務運営体制を整備する。

(1) 申請届出の簡素・合理化

①ITの活用による効率化

労働保険と合わせてインターネットによる申請・届出を可能とし、事業主の便宜を高めるとともに、届出内容をそのままの形で社会保険オンラインシステムに記録することにより、社会保険事務所での入力事務を省く。（平成15年度実施予定）

②複数事業所の一括適用

事業主が同一である複数の事業所において人事管理が一体として行われている等の場合には、一事業所として政管健保と厚生年金保険の一括適用を行い、事業主が届書の提出や保険料の納付を一の社会保険事務所で行うことを可能とする。（平成16年度実施予定）

(2) 的確な適用

①事業所調査の重点化

被保険者の報酬等の届出がなされる機会に行っている適用状況調査について、その対象を全事業所からパート労働者が多い事業所等に重点化することとし、事業主の負担を軽減するとともに、事務処理を効率化する。

なお、これにより調査の対象から除かれた事業所については、必要に応じ、随時事後調査を実施する。（平成15年度実施予定）

②未適用事業所の解消

雇用保険担当部局との間で事業所情報を交換することにより、社会保険の未適用事業所及び事業所偽装倒産の把握を容易にするとともに、その解消を推進する。（

平成15年度実施予定)

③被保険者本人に対する標準報酬月額等の通知

被保険者に対し、標準報酬月額等の記録を通知することにより、自らが加入状況を確認できることとする。なお、実施に際しては、医療費通知と併せて通知することを検討する。(平成17年度以降実施予定)

(3) 内部事務処理の効率化

①入力業務の外注化(アウトソーシング)

紙で提出された申請・届出については、オンラインシステムに記録するための事務処理を外注化する。これにより、インターネット等による申請受付とあいまって、入力事務の省力化を図る。(平成15年度から順次実施予定)

②事務の集約化

社会保険事務所で行っている納入告知書等の作成・送付事務を都道府県単位に集約化し、事務の効率化を図る。(平成15年度から順次実施予定)

(4) 収納確保の推進

保険料の収納確保については、納付督促の早期着手など、収納対策の強化に努めるとともに、以下に掲げる施策を推進する。

①社会保険・労働保険徴収事務センター(仮称)の設置、収納対策の強化

社会保険・労働保険徴収事務センター(仮称)を全国の社会保険事務所(312か所)に設置し、社会保険及び労働保険の保険料徴収事務を一元的に処理する。(平成15年度実施予定)

②コンビニエンスストアでの国民年金保険料の収納

国民年金保険料については、平成14年度から収納事務が市町村から国に移管されたことを契機として、事務執行体制の効率化を図り、収納率向上に努力しているところである。その一環として保険料納付窓口を郵便局、農協等ほとんどの金融機関に拡充したところであるが、新たにコンビニエンスストアにおいても保険料を納付できるようにする。(平成16年度本格実施予定)

③インターネット等を利用した社会保険料の収納

インターネット等を利用した保険料の納付を可能とし、納付形態を多様化することにより、事業主や被保険者の負担軽減と利便性の向上を図るとともに、収納率の向上を図る。(平成16年度実施予定)

2. 医療給付の適正化

政府管掌健康保険について、保険者機能の強化を図る観点から、被保険者の資格管理事務を合理化した上で、レセプト点検の一層の充実等を図る。

①被保険者証のカード化、資格確認システムの導入

被保険者等の利便の向上を図るため、被保険者証のカード化を進める。さらに、被保険者証カードの高機能化を図るとともに、受診時点で医療機関が被保険者資格の有無を確認できるシステムを導入する。（被保険者証のカード化：平成15年度から順次実施予定、資格確認システムの導入：平成17年度以降実施予定）

②内容点検の推進

電子レセプトが普及するまでの間、紙レセプトを電子媒体（DVD）に保存する。これにより、レセプトの保管管理及び検索・抽出が容易となるため、縦覧点検（受診内容を連続月で点検）を効率的に進めることができる。（平成15年度から順次実施予定）

③医療費通知の充実

医療費に係る情報の提供を推進するため、医療費通知の拡充を図る（対象月を現行の2か月分から1年分に拡大）。（平成15年度実施予定）

④健康増進事業の推進

生活習慣病のリスクの高い被保険者等に対し、運動、栄養等の生活習慣の改善のための指導を実施する。さらに、その実施状況を踏まえ、地域の実情に応じた効率的な健康増進のための事業の実施方法を検討する。（平成15年度以降順次実施予定）

3. 年金相談の効率的実施及び裁定事務の迅速化

年金相談件数の急増をはじめとした年金関係業務の増大に対応するため、個人情報の提供体制を整備するとともに、年金裁定・相談処理の効率化、質の向上を図る。

(1) 個人情報の提供による年金相談と裁定事務の効率化

①社会保険事務所での具体的な年金見込額の情報提供対象者の拡大

社会保険事務所における年金相談に際し、具体的な年金見込額に関し情報提供を行う対象者の範囲を58歳以上から50歳以上に引き下げる。（平成15年度から段階的に実施予定）

②58歳到達者に対する被保険者記録の通知

年金受給が近づいた58歳到達者に対し、被保険者記録を直接通知する。（平成15年度実施予定）

③インターネットによる裁定請求の受付

個人認証に基づき、インターネットを活用した裁定手続を可能とする。（平成15年度実施予定）

これらの施策により、被保険者サービスを充実するとともに、年金申請前に被保険者記録の整理確認が可能となり、裁定事務の省力化とスピードアップが図られる。また、今後の裁定件数増加に伴う事務の集中を平準化する。

（2）年金相談事務の多様化

①電話相談体制の集約化

電話相談について社会保険事務所単位から都道府県といった広域単位に相談体制を集約することにより効率化を図る。（平成15年度から順次実施予定）

②個人記録に基づく電話による具体的な年金相談

本人確認手段を講じることにより、個人記録に基づく具体的な年金相談に電話で対応できるようにする。（平成15年度から順次実施予定）

③インターネットによる年金見込額等の情報提供

個人認証に基づき、インターネットを通じた照会を可能とし、被保険者記録、年金見込額等の情報を提供できるようにする。（平成16年度実施予定）

これらの施策により、相談を受ける形態を多様化し、相談機会を広げることによりサービスの充実を図るとともに、対面相談の負担軽減を図る。

（3）年金裁定時の事務の簡素化

①ターンアラウンド方式による年金裁定請求用紙の送付

年金の受給を間近に控えた者に対し、あらかじめ基本事項を印字した年金裁定請求用紙を本人宛に送付する（ターンアラウンド方式）ことにより、年金請求者の利便性の向上と裁定時の事務の簡素化を図る。（平成17年度以降実施予定）

②住民基本台帳ネットワークシステムの活用

住民基本台帳ネットワークシステムを活用することにより、届書の添付書類のうち住民票の写し等を不要とする。（平成15年度実施予定）

Ⅲ. 社会保険庁の業務運営効率化・事務合理化の着実な推進

社会保険庁においては、今後の情報通信技術の発展、経済社会情勢の変化及び実施機関における施策の推進状況等を踏まえて、適宜、施策の進め方に関し所要の見直しを行いつつ、業務運営効率化・事務合理化が円滑かつ着実にその成果を上げられるよう努めるものとする。

社会保険事業の概況

年度	昭和50年度	昭和60年度	平成3年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
政府管掌健康保険 適用事業所数	760,236 所	923,639 所	1,354,056 所	1,562,493 所	1,554,123 所	1,548,221 所	1,541,989 所	1,522,868 所
被保険者数	13,285,192 人	15,333,383 人	18,573,730 人	19,958,883 人	19,684,895 人	19,526,999 人	19,450,872 人	19,124,131 人
平均標準報酬月額	110,916 円	211,054 円	263,696 円	293,914 円	292,492 円	290,719 円	290,472 円	289,250 円
厚生年金保険 適用事業所数	854,933 所	1,029,992 所	1,488,393 所	1,702,932 所	1,691,358 所	1,682,652 所	1,674,165 所	1,651,493 所
被保険者数	23,648,575 人	27,068,283 人	31,959,272 人	33,467,745 人	32,956,551 人	32,481,408 人	32,192,494 人	31,575,928 人
年金受給権者数	2,448,699 人	7,384,472 人	11,092,132 人	16,812,679 人	17,678,928 人	18,570,603 人	19,528,744 人	20,558,557 人
国民年金 被保険者数 (第2号被保険者は除く)	25,883,885 人	25,090,536 人	30,586,353 人	31,537,601 人	32,243,683 人	32,861,433 人	33,068,030 人	33,407,544 人
年金受給権者数 (福祉年金受給権者は除く)	3,119,058 人	8,836,601 人	12,027,663 人	16,987,365 人	17,871,389 人	18,794,678 人	19,736,770 人	20,668,965 人

* 政府管掌健康保険の被保険者数は、法第3条第2項被保険者を除く人数である。

* 国民年金の年金受給権者数は、「厚生年金と基礎年金の併給者」を含む人数である。